

新潟県の特別支援教育の現段階

— 県教育庁義務教育課障害児教育係

係長 佐藤 仁氏に聞く —

編 集 部

一、はじめに

いま学校には、LD（学習障害）ADHD（注意欠陥多動性障害）、アスペルガー障害、高機能自閉症、軽度知的障害などと呼ばれる子どもが、通学しています。ようやく近年、それらの障害が教育や医療・科学の分野で研究・実践が進み、保護者の会が県内各地に出来て研究・交流が盛んになっています。小誌は二年前にこの問題を第66号で特集しました。

二〇〇三年三月に文部科学省調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出されました。それは、障害児教育のかつてない制

度改革を意味していると言われています。

本稿は、新潟県の特別支援教育の現在とこれからについて県の義務教育課障害児教育係・係長の佐藤仁さんに聞いてまとめたものです。

二、新潟県の軽度発達障害児の状況

文科省調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下「最終報告」と略記）は、特別支援教育を次のとおり定義しています。「特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一



一人一人の教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである」

「最終報告」は、義務教育段階における特殊教育の対象は、全学齢児童生徒全体の約一・五%で（九年前は約〇・九七%）増加傾向にあると認め、さらに「LD、ADHD、高機能自閉症により、学習や生活について特別な支援を必要とする児童生徒も約六%程度の割合で在籍していると考えられる」としています。

本県は独自に調査していませんが、同程度の割合で特別な支援を要する児童生徒が在籍しているという前提の下で、取り組んでいます。

三、特殊教育から特別支援教育へ

従来の特殊教育は、障害の程度等に応じ特別の場で指導する体制です。特別支援教育体制は、障害のある児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、柔軟に教育的支援を実施するものです。根本的な考えの転換だといわれています。

特殊学級では知的・情緒・肢体・難聴・言語・身体

・虚弱弱視の七つに区分されてきました。それだけでは測りきれない学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症など、特別の教育的支援をしなければならぬ児童生徒の存在が注目されてきた社会的な動向に対応した流れです。まだ学問的にも発展途上の分野ですから、分らないことが多くあります。

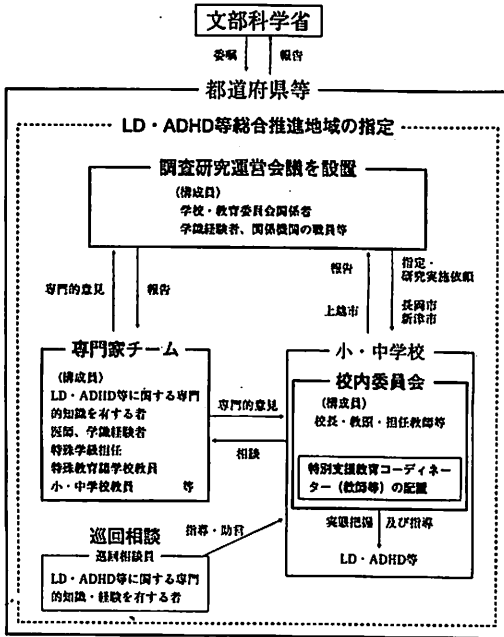
義務教育段階の特別支援教育の対象は、学齢児童生徒全体の七〇・八%と推計しています（「最終報告」）。県教委は一三〜一四年度に文科省から「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業」の委嘱を受けて、実践研究を進めてきて、次の三点を確認しました。①通常学級には相当数の学習障害、ADHD等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している。②これら特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、校内委員会を設置して全校体制による支援が不可欠なこと。③個別の指導計画に基づく指導が効果的であるとともに、個別の指導計画の作成により、全校体制による支援がより組織的・効果的になされること。

この認識の上に一五〜一六年度と文科省からの委嘱「特別支援教育推進体制モデル事業」に取り組んでいます。図を参照してほしいのですが、「最終報告」の



図1 モデル事業組織図

特別支援教育推進体制モデル事業



「LD、ADHD、高機能自閉症等の障害の定義、判断基準（試案）等の有効性を検証するとともに、校内委員会や専門家チームの設置、巡回相談等による学校及び地域における教育推進体制の整備を図ること」が目的です。

事業の推進方法は次の通りです。

①上越市、長岡市、新津市をLD、ADHD等総合推進地域に指定し、協力依頼して進める。

- ②本事業全体の企画・運営と今後の本県におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の支援体制や指導の在り方を検討するため、学識経験者や医師等からなる調査研究運営会議を設置。
- ③障害の判断、望ましい教育的対応を示すため、心理学の専門家、医師、特別支援教育の内容・方法に精通した教員等からなる専門家チームを上・中・下越三地域に設置。
- ④推進地域の指定を受けた地域のすべての小・中学校には児童生徒の実態把握をし、適切な支援を行うために、校長、教頭、担任教師等その他必要と思われる者で構成する「校内委員会」を設けること（九月末に完了）。
- ⑤推進地域内のすべての小・中学校において、校内委員会で指導・助言を行うほか、専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整を行うなど、各学校で指導的役割を担う教員を一名、特別支援教育推進員（コーディネーター）と呼び、指名。
- ⑥各校で指名したコーディネーターに対して年二回の養成研修を実施。内容は「LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する支援」



これらの事業を進めていきながら、すべての学校で特別支援教育に取り組めるように教員研修を上・中・下越の三地域で計画しています。また、従来の特殊学級や特殊教育諸学校の在り方等について検討することもあります。個別の指導計画を立てて、その子どものニーズに合う支援をするという基本の考え方で対応しなければなりません。たくさんの実践が期待されます。

四、すべての学校・地域に広げる

先にも述べた通り障害児教育の根本的な考え方の転換であり、制度改革ですから、すべての学校が理解し、全校体制で取り組まなければ成功しないのは自明です。それは特別な支援の対象とならない子どもにも、教育上優れた影響を及ぼすはずで

この問題で研究会をすると通常学級の担任が、たくさん参加します。すべての教員の理解と関心をよびつつあるといえます。

地域の人々には保護者の会の運動が、啓発の役割を果たしています。例えば長い歩みを持つ「新潟いなほの会」が主催した七月の「二二世紀の特別支援教育フ

ォーラム」は盛会でした。また各地に保護者の会が出来る研究会や講演会を開き関係者だけでなく一般の人も参加し始めています。新潟大学や上越教育大の先生方も協力しておられます。新たな分野なので困難な面が多いですが、努力します。多くの県民、皆様の理解と協力を願っています。

(聞き手・吉田武雄)

